昭和四十一年七月一日 条例第二十二号

改正 昭和四二年 三月一七日条例第一○号 昭和四四年 三月二八日条例第一六号 昭和四五年 四月 一日条例第二五号 昭和四七年 三月三〇日条例第一二号 昭和四八年一二月二六日条例第五九号 昭和五四年 三月一二日条例第六号 昭和五五年一〇月一六日条例第三八号 昭和五六年 三月二四日条例第七号 昭和五七年 三月二六日条例第七号 昭和五七年 三月二六日条例第一〇号 昭和五八年 三月一六日条例第七号 平成 二年一二月一七日条例第四六号 平成 三年 二月二二日条例第二号 平成 七年 三月一〇日条例第一三号 平成一一年 三月一二日条例第二三号 平成一二年一〇月一三日条例第六四号 平成一五年 三月 七日条例第三九号 平成一六年 三月二三日条例第一九号 平成一七年 七月二二日条例第五九号 平成一八年 三月三〇日条例第一三号 平成一八年 三月三〇日条例第三六号 平成一八年 七月一四日条例第四六号 平成二〇年 三月三一日条例第二五号 平成二一年 七月一七日条例第四三号 平成二二年 三月二六日条例第一一号 平成二四年 三月二三日条例第二〇号 平成二五年 三月 一日条例第二三号 平成二六年 三月二五日条例第三〇号 平成二七年 七月一〇日条例第四七号 平成二九年 三月 七日条例第七号 平成三〇年 三月二三日条例第一二号

千葉県袖ケ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例 題名改正〔平成二九年条例七号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定 に基づき、千葉県袖ケ浦福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二九年条例七号〕

(設置)

第二条 県は、知的障害者及び知的障害児の福祉の向上を図るため、千葉県袖ケ浦福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

一部改正 [昭和四二年条例一〇号・五五年三八号・平成三年二号・一一年二三号・一七年 五九号・二九年七号]

(名称及び位置)

第二条の二 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
千葉県袖ケ浦福祉センター更生園	袖ケ浦市蔵波字鎌倉街道三、一〇八番の一	
千葉県袖ケ浦福祉センター養育園	袖ケ浦市蔵波字鎌倉街道三、一〇八番の一	

追加 [平成二九年条例七号]

(業務)

- 第三条 千葉県袖ケ浦福祉センター更生園(以下「更生園」という。)の業務は、次の各号に掲げる とおりとする。
 - 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。 以下「法」という。)第五条第十一項に規定する障害者支援施設の業務
 - 二 法第五条第八項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)の提供
 - 三 患者の診療
 - 四 その他センターの目的を達成するために知事が必要と認める業務
- 2 千葉県袖ケ浦福祉センター養育園(以下「養育園」という。)の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所

施設の業務

- 二 短期入所の提供
- 三 その他センターの目的を達成するために知事が必要と認める業務

一部改正 [昭和四二年条例一〇号・四七年一二号・五五年三八号・平成二年四六号・一一年二三号・一二年六四号・一七年五九号・一八年一三号・四六号・二二年一一号・二四年二〇号・二五年二三号・二六年三〇号・二九年七号]

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の 団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例五九号〕

(業務の範囲)

- 第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、それぞれ当該各 号に定めるとおりとする。
 - 一 更生園 第三条第一項各号に掲げる業務
 - 二 養育園 第三条第二項各号に掲げる業務

追加 [平成一七年条例五九号] 、一部改正 [平成二九年条例七号]

(入所定員)

第六条 センターの入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員
更生園	九十名
養育園	四十名

2 前項に規定するもののほか、センターの短期入所に係る定員は、次の表のとおりとする。

区分	短期入所に係る定員	
更生園	十名	
養育園	四名	

一部改正〔昭和四二年条例一○号・四四年一六号・四五年二五号・四八年五九号・五四年 六号・五五年三八号・五六年七号・五七年一○号・平成二年四六号・七年一三号・一一年 二三号・一七年五九号・一八年一三号・四六号・二二年一一号・二四年二○号・三○年一 二号〕

(入所資格)

- 第七条 センターの入所資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 更生園にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 法第十九条第一項の規定により介護給付費又は特例介護給付費の支給の決定(生活介護(法 第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)、短期入所及び施設入所支援(法第五 条第十項に規定する施設入所支援をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)を受けた障害者
 - ロ 法第十九条第一項の規定により介護給付費又は特例介護給付費の支給の決定(短期入所に係るものに限る。)を受けた保護者の障害児
 - ハ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四に規定する障害福祉サービスの提供(短期入所に係るものに限る。)を委託されたことにより入所する知的障害者
 - 二 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号に規定する更生援護を行うことを委託されたことに より入所する知的障害者
 - ホ 児童福祉法第二十一条の六に規定する障害福祉サービスの提供(短期入所に係るものに限 る。)を委託されたことにより入所する障害児
 - 二 養育園にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定により障害児入所給付費の支給の決定を受けた保護者の障害児(同法第二十四条の二十四第一項の規定により引き続き障害児入所給付費の支給を受ける入所者を含む。)

- ロ 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所させる措置を受けた児童(同法第三十 一条第二項の規定により引き続き在所させる措置を受けた者を含む。)
- ハ 前号ロ又はホに該当する者

一部改正 [昭和四二年条例一〇号・五五年三八号・平成二年四六号・一一年二三号・一五年三九号・一七年五九号・一八年一三号・四六号・二二年一一号・二四年二〇号・二五年二三号・二六年三〇号・二九年七号]

(入所期間)

- 第八条 センターの入所期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 更生園にあつては、三年以内。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
 - 二 養育園にあつては、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与の目的を達成 するために必要な期間

追加〔平成二四年条例二○号〕、一部改正〔平成二九年条例七号〕

(管理の基準)

- 第九条 指定管理者は、次の各号に掲げる管理の基準により、第五条の業務を行わなければならない。
 - ー 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - 二 センターの施設、設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

追加 [平成一七年条例五九号]

(文書料の徴収)

第十条 センターの文書料の徴収については、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めるところによる。

全部改正〔平成一五年条例三九号〕、一部改正〔平成一六年条例一九号·一七年五九号〕 (利用料金)

- 第十一条 センターを利用する者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。) を支払わなければならない。
- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

追加〔平成一六年条例一九号〕、一部改正〔平成一七年条例五九号〕

(利用料金の支払の時期)

第十二条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。 追加〔平成一六年条例一九号〕、一部改正〔平成一七年条例五九号〕

(利用料金の免除)

第十三条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の額の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一六年条例一九号〕、一部改正〔平成一七年条例五九号〕

(利用料金の返還)

第十四条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めると きは、この限りでない。

追加〔平成一六年条例一九号〕、一部改正〔平成一七年条例五九号〕

(知事による管理)

- 第十五条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。
- 2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第 八条第一号ただし書の規定による認定が含まれるときに限る。)における同条の規定の適用につい ては、同号ただし書中「指定管理者」とあるのは、「知事」とする。
- 3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に 利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、センターを利用する者は、第十一条の規定に かかわらず、別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条

第一項の規定による利用料金を支払つている場合は、この限りでない。

- 4 前項本文の場合における第十二条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同表中「第十一条第三項」とあるのは「第十五条第三項」とする。
- 5 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 6 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の 例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部 を免除することができる。
- 7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍 に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過 料に処する。
- 8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十五条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四三号〕、一部改正〔平成二四年条例二○号・二九年七号〕

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正「昭和四七年条例一二号・平成一六年一九号・一七年五九号・二一年四三号」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成二七年条例四七号〕

(指定の手続の特例)

2 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間におけるセンターの管理について、 千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以 下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事 が指定管理者として適切と認めるものとする。

追加 [平成二七年条例四七号]

3 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、前項の場合において、指定手続条例第二条の 規定により提出された書類の内容が第五条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出 した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人 その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

追加 [平成二七年条例四七号]

(養育園の業務等の特例)

4 当分の間、養育園についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項第一	業務	業務及び前項第一号に規定する障害
号		者支援施設の業務
第七条第二号ハ	前号ロ又はホ	前号イからホまでのいずれか
第八条第二号	期間	期間。ただし、前条第一号イ、ハ又
		は二に該当する者にあつては、三年
		以内(指定管理者が必要と認めたと
		きは、指定管理者が必要と認めた期
		間)とする。
第十五条第二項	第八条第一号ただし書	第八条第一号ただし書又は第二号た
		だし書
	同号ただし書	同条

追加 [平成二九年条例七号]

附 則(昭和四十二年三月十七日条例第十号)

- 1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 千葉県袖ヶ浦学園の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年千葉県条例第十号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日において現にこの条例による廃止前の千葉県袖ヶ浦学園の設置及び管理に関する条例の規定に基づき千葉県袖ヶ浦学園に入所している者は、この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき袖ヶ浦福祉センターに入所しているものとみなす。

附 則(昭和四十四年三月二十八日条例第十六号)

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年四月一日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年三月三十日条例第十二号)

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十八年十二月二十六日条例第五十九号)

この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和四十九年二月規則第八号で、同四十九年三月一日から施行)

附 則(昭和五十四年三月十二日条例第六号)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十五年十月十六日条例第三十八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日において、前項の規定による改正前の千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に 関する条例の規定により、千葉県袖ヶ浦福祉センターの肢(し)体不自由児施設に入所している者 は、第七条の規定による承認を受けて、施行日においてセンターの肢(し)体不自由児施設に入所 している者とみなす。

附 則(昭和五十六年三月二十四日条例第七号)

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和五十六年九月規則第六十三号で、同五十六年九月二十日から施行)

附 則(昭和五十七年三月二十六日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。(後略)

附 則(昭和五十七年三月二十六日条例第十号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十八年三月十六日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成二年十二月十七日条例第四十六号)

この条例は、平成三年一月一日から施行する。(後略)

附 則(平成三年二月二十二日条例第二号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成七年三月十日条例第十三号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月十二日条例第二十三号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年十月十三日条例第六十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年三月七日条例第三十九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成十六年三月二十三日条例第十九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成十七年七月二十二日条例第五十九号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十日条例第十三号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十日条例第三十六号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年七月十四日条例第四十六号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月三十一日条例第二十五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年七月十七日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日条例第十一号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十三日条例第二十号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用をした者の当該利用に係る料金については、改正後の千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成二十五年三月一日条例第二十三号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十五日条例第三十号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月七日条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成三十年三月二十三日条例第十二号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。 別表 (第十一条第三項)

利用料金の名称	区分	単位	額
障害福祉サービ	法第二十九条第一項に規定する		法第二十九条第三項第一号に

障害児入所支援	指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所及び施設入所支援 係るものに限る。) 児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援		規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用るを基準により項に規定するとのでのでは、 で費用として実費を書額で で算に規定を基準をでは、 で算定に規定を基準をでは、 でのでいる、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでででのでのででででででいるでででででいるでででででででして、 でのでのででででででででででででででででででででででででででででででででで
			て実費を基準として算定した 額との合計額
診療料	健康保険法(大 消費税法(昭和 正十一年法律第 六十三年法律第 七十号)第七十 百八号)第六条 六条第二項の規 第一項の規定に 定による定め及 より消費税を設 び高齢者の医療 されないことと の確保に関する なる診療		診療報酬算定方法その他の法 令等により算定した額(以下 「健康保険医療費等」とい う。)
	法律(昭和五十十 号)の他 一を第十十条 一様では、 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を		健康保険医療費等を勘案し、知事が定める額
器具料	薬剤容器	一個につき	六十円

追加〔平成一六年条例一九号〕、一部改正〔平成一七年条例五九号・一八年一二号・三六号・四六号・二〇年二五号・二二年一一号・二四年二〇号・二五年二三号〕